



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会社名 オプテックス株式会社
代表者名 取締役会長兼代表取締役社長 小林 徹
(コード番号 6914 東証第一部)
問合せ先 取締役兼執行役員 管理統括本部長 東 晃
電話番号 077-579-8000

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成 28 年 3 月 26 日開催予定の当社第 37 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、社外取締役の比率を高めることで当社のコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 26 日開催予定の第 37 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 改正会社法により、責任限定契約を締結できる範囲が非業務執行取締役にも拡大されたことに伴い、責任限定契約の対象を拡大すべく所要の改正を行うものであります。
- ③ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策並びに配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設するものであります。
- ④ その他、上記の各変更に伴う、条数の変更その他の所要の改正を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 26 日（土）

定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 26 日（土）

3. その他

監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりあります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人 (削除)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条 (条文省略)	第2章 株式 第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) <u>第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第 <u>11</u> 条 (条文省略)	第7条～第 <u>10</u> 条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第 <u>12</u> 条～第 <u>17</u> 条 (条文省略)	第3章 株主総会 第 <u>11</u> 条～第 <u>16</u> 条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 <u>18</u> 条 当会社の取締役は9名以内とする。 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 <u>17</u> 条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、9名以内とする。 <u>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任) 第 <u>19</u> 条 取締役は、株主総会において選任する。
2～3 (条文省略)	2～3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第 <u>20</u> 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)	(取締役の任期) 第 <u>19</u> 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)
(代表取締役および役付取締役) 第 <u>21</u> 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 (条文省略)	(代表取締役および役付取締役) 第 <u>20</u> 条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。 2 (現行通り)
第 <u>22</u> 条 (条文省略)	第 <u>21</u> 条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第 <u>23</u> 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)	(取締役会の招集通知) 第 <u>22</u> 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 <u>23</u> 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の決議方法) 第 <u>24</u> 条 (記載省略)	(取締役会の決議方法) 第 <u>24</u> 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と區別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第28条 当会社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠つことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
第6章 計算 第36条 (条文省略)	第6章 計算 第31条 (現行どおり)
(剩余金の配当の基準日) 第37条 (新設) 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (新設) (新設) (中間配当) 第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(剩余金の配当等) 第32条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。 2 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 3 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。 4 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。 (削除) 第33条 (現行どおり)
第39条 (条文省略)	

以 上